

第3期 田村市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

田 村 市

目 次

第1章	計画策定の基本的事項	
1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	2
3	計画の期間	2
4	基準年度	2
5	計画の対象範囲	2
第2章	温室効果ガス排出量の状況	
1	温室効果ガス排出量の推移	4
第3章	温室効果ガスの削減目標	
1	温室効果ガス排出量の削減目標	5
第4章	具体的な取り組み	
1	電気使用量削減の取り組み	6
2	冷暖房等燃料使用量削減の取り組み	6
3	公用車燃料使用量削減の取り組み	6
4	コピー用紙使用量削減の取り組み	7
5	その他温暖化防止の取り組み	7
第5章	計画の推進と点検・評価	
1	推進体制	8
2	点検・評価体制	9

第 1 章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化とは

地球の気温は、太陽からの放射エネルギーと地球から宇宙に放出されるエネルギー(赤外線)のバランスで、平均気温が 15℃に保たれています。このバランスを保っているのは、地表から放出された赤外線を吸収する性質を持つ二酸化炭素などの「温室効果ガス」によるものです。

「地球温暖化」は、人間による産業活動が活発化し、電気やガスをはじめとする様々なエネルギー消費量が増え、大気中に占める温室効果ガスの濃度が高くなることで、大気中や地表周辺にとどまる熱が増加し、地球の気温が上昇する現象です。

温暖化の原因として、人間の化石燃料使用による影響が、20 世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いことが、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書の第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）で示されました。併せて、大気と海洋の温暖化、雪氷の減少、海面水位の上昇、温室効果ガス濃度の増加が報告されています。

今後、温室効果ガスの排出が増え続ければ、気候システムの全要素に温暖化や変化が生じることになることから、気候変動を抑えるためには、早い段階で温室効果ガスの排出量を大幅かつ継続的に削減する必要があります。

(2) 計画策定の背景

地球温暖化問題に関する国際交渉の歴史は、1992 年（平成 4 年）に「気候変動枠組条約」（UNFCCC）が採択されたことから始まり、1997 年（平成 9 年）に先進国の温室効果ガス排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択されました。そして、2015 年（平成 27 年）に先進国だけでなく世界各国が地球温暖化対策に取り組むことを義務付け、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな枠組みとして「パリ協定」が採択されました。この協定に基づき、日本では「地球温暖化対策計画」が、2016 年（平成 28 年）に閣議決定され、2030 年度までに、2013 年度（平成 25 年度）比で温室効果ガス排出量を 26%削減することを目標に掲げました。

本市では、地球温暖化や環境対策の状況及び地域特性等を踏まえて、独自の方法により地球温暖化防止や資源の枯渇問題に対する更なる省エネルギー・省資源対策を、地域レベルで積極的に推進していくために、様々な状況に迅速に対処できるよう、目標や新たな展望の提示を目的として、2009 年（平成 21 年）2 月に「田村市地域省エネルギービジョン」を、同年 3 月には地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「田村市地球温暖化対策実行計画」を策定し、率先して温暖化対策に取り組んできましたが、第 2 期実行計画期間の終了と、今後のエネルギー事情の変化に柔軟に対応できるよう計画の見直しを行い、より一層の地球温暖化対策を推進する「第 3 期田村市地球温暖化対策実行計画」を策定するものです。

2 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき、市役所自らの事務・事業に伴い排出される二酸化炭素の温室効果ガス排出量削減を図るとともに、市役所が率先して温暖化対策に取り組むことにより、市民・事業者の主体的な取り組みを促進することを目的とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、田村市地域省エネルギービジョンのⅠ～Ⅲ期の計画期間に合わせ、2018 年度（平成 30 年度）から 2021 年度（平成 33 年度）までの 4 年間とします。なお、温室効果ガスの削減状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととします。

4 基準年度

基準年度は、直近のデータである 2017 年度（平成 29 年度）とします。

5 計画の対象範囲

(1) 対象とする施設

本計画の対象施設は、計画の目的に基づき次に示すものとします（表 1-1）。

表 1-1 計画の対象施設

大分類	中分類	主な施設例	
公共施設 (建物)	市民文化系施設	集会施設	公民館、生活改善センター、多目的集会施設、コミュニティプラザ等
		文化施設	文化センター、文化の館
	社会教育系施設	図書館	図書館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	運動場、体育館、陸上競技場、プール
		レクリエーション・観光施設	大越つつじヶ丘公園
	産業系施設	産業系施設	船引就業改善センター
	学校教育系施設	学校	小学校、中学校
		その他教育施設	学校給食センター
	子育て支援施設	幼保・こども園	保育所、こども園、幼稚園
		幼児・児童施設	児童館、子育て支援センター、三世代ふれあい交流館、常葉児童生活センター
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人憩の家
		保健施設	保健センター
		その他社会福祉施設	船引総合福祉センター、授産場
	医療施設	医療施設	診療所
	行政系施設	庁舎等	市庁舎（本庁舎、行政局、出張所）
	供給処理施設	供給処理施設	清掃センター
その他	その他	斎場、水道事業所、その他	

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、次の3種類とします。

- 二酸化炭素 (CO₂)
- メタン (CH₄)
- 一酸化二窒素 (N₂O)

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律で定める温室効果ガスは、6種類(表1-2)ですが、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)の3種類については、発生量が少ないことが予想されることや、活動量の把握が技術的に困難であることから、算定の対象外とします。

表 1-2 法律で定める温室効果ガスの種類と発生源

温室効果ガス	主な排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが9割程度を占め、温暖化の影響が大きい。
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵など農業部門からでるものが半分以上を占め廃棄物の埋立、自動車の排ガス等から発生する。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3割~4割を占める。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。
パーフルオロカーボン類 (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変圧施設に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などに使用。

第2章 温室効果ガス排出量の状況

1 温室効果ガス排出量の推移

第2期田村市地球温暖化対策実行計画の計画期間における、2017年度（平成29年度）までの温室効果ガス排出量の推移は次の通りです。温室効果ガスの主な排出源である電気使用量、燃料使用量、公用車使用量ならびに温室効果ガス総排出量について、計画期間中は目標である5%削減を達成することができました。（表2-1）（表2-2）

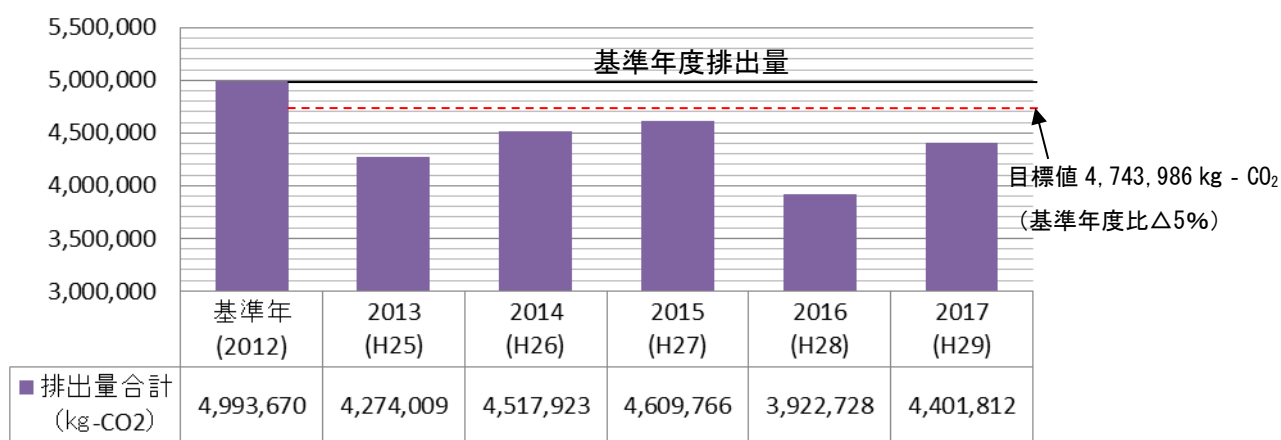
表2-1 温室効果ガスの主な排出源別排出量 単位：kg - CO₂

項目	年度	2012年度 (基準年度)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	目標値 基準年△5%
電気使用量		3,553,102	3,024,361	3,251,542	3,149,681	2,742,975	3,350,419	3,375,447
燃料使用量		1,428,120	1,236,401	1,254,618	1,447,314	1,168,327	1,039,468	1,356,714
公用車使用量		12,448	13,247	11,763	12,771	11,426	11,925	11,825
合計		4,993,670	4,274,009	4,517,923	4,609,766	3,922,728	4,401,812	4,743,986

表2-2 年度別温室効果ガス排出量 単位：kg - CO₂

温室効果ガス	年度	2012年度 (基準年度)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	5ヶ年 平均値
二酸化炭素 (CO ₂)		4,981,222	4,260,762	4,506,160	4,596,995	3,911,302	4,389,887	4,333,021
メタン (CH ₄)		419	454	424	486	392	410	433
一酸化二窒素 (N ₂ O)		12,029	12,793	11,339	12,285	11,034	11,515	11,793
合計		4,993,670	4,274,009	4,517,923	4,609,766	3,922,728	4,401,812	4,345,248
基準年対比 (%)			△14.4%	△9.5%	△7.7%	△21.4%	△11.9%	△13.0%

図2-1 旧計画期間中における温室効果ガスの推移



第3章 温室効果ガスの削減目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 温室効果ガスの削減目標

田村市の温室効果ガス排出量の削減目標を、以下のように定めます。

【目標】

2017年度を基準年度とし、目標年度の2021年度までに
温室効果ガス排出量 10%削減 を目指します。

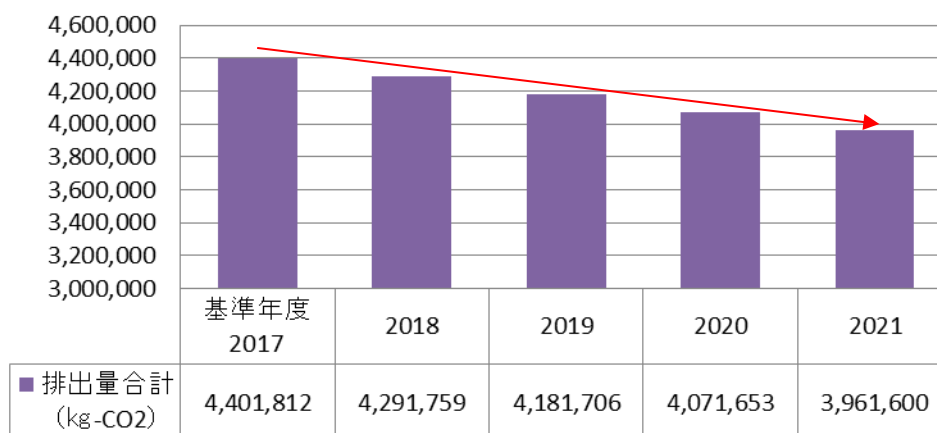
削減目標は国の「地球温暖化対策計画」の温室効果ガス排出量の目安を参考にします。この計画では、2030年度までに「2013年度比で26%の削減」が目標となっていることを踏まえ、基準年度(2017年度)に対し、2021年度までに10%の削減を目指します。(図3-1) また、温室効果ガスの主な排出源である電気使用量、燃料使用量、公用車使用量の3項目について、次のとおり個別の削減目標を設定します(表3-1)。

表3-1 温室効果ガスの削減に直接効果のある目標

単位：kg - CO₂

項目 \ 年度	2017年度 (基準年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	削減率
電気使用量	3,350,419	3,266,653	3,182,886	3,099,120	3,015,354	2017年度比 △ 10%
燃料使用量	1,039,468	1,013,479	987,491	961,502	935,514	
公用車使用量	11,925	11,627	11,329	11,031	10,732	
合計	4,401,812	4,291,759	4,181,706	4,071,653	3,961,600	

図3-1 温室効果ガス排出量の目標



第4章 具体的な取り組み

前章に掲げた削減目標を達成するため、田村市として取り組むべき具体的な対策を、職員一人ひとりが率先して取り組むことで、温室効果ガスの削減に努めます。ただし、市民への対応及びサービスに支障のない範囲で取り組む事とします。

1 電気使用量 削減の取り組み

(1) 照明

- 不要な照明を消す。
- 照明機器の定期的な清掃・点検を実施する。
- 「ノー残業デー」の履行を厳守する。
 - ・夜間残業、休日出勤の照明等の節約、残業時に一室に集合する など。
 - 試験的に「強制消灯時間」を設ける など。

(2) O A 機器・電化製品

- パソコン・コピー機等、未使用時は省エネモード設定、又は主電源を切る。
- 最終退庁者は、電化製品の電源が切れていることを確認する。

2 燃料使用量 削減の取り組み

- 室内温度の管理を徹底する（夏期：28℃、冬期：18～20℃）。
- クールビズ、ウォームビズの実施。
- 空調機器の定期的な清掃・点検と、吸入・吹出口周辺の整理整頓に努める。
- カーテンや断熱シート等を利用して、温度変化に注意する。

3 公用車使用量 削減の取り組み

- 公用車の購入やリース時は、低公害車・低燃費車を優先的に選定する。
- 不要な予約の解消や出張時の相乗りなど、効率的な公用車の使用を推進する。
- 事前に最適なルートを検討し、効率的な運行に努める。
- 「エコドライブ10のすすめ」を実行する（下記参照）。

参考：エコドライブ10のすすめ（エコドライブ普及連絡会）

- ① ふんわりアクセル『eスタート』 -やさしい発進を心がけましょう-
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 -定速走行に努めましょう-
- ③ 減速時は早めにアクセルを離そう -エンジnbrakeを積極的に使いましょう-
- ④ エアコンの使用は適切に -車内を冷やし過ぎないようにしましょう-
- ⑤ ムダなアイドリングはやめよう -駐停車の際はアイドリングを止めましょう-
- ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう -出かける前に情報をチェックしましょう-
- ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備 -タイヤの空気圧を適正に保ちましょう-
- ⑧ 不要な荷物は、おろそう -不要な荷物を積まないようにしましょう-
- ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう -迷惑駐車はやめましょう-
- ⑩ 自分の燃費を把握しよう -日々の燃費を把握しましょう-

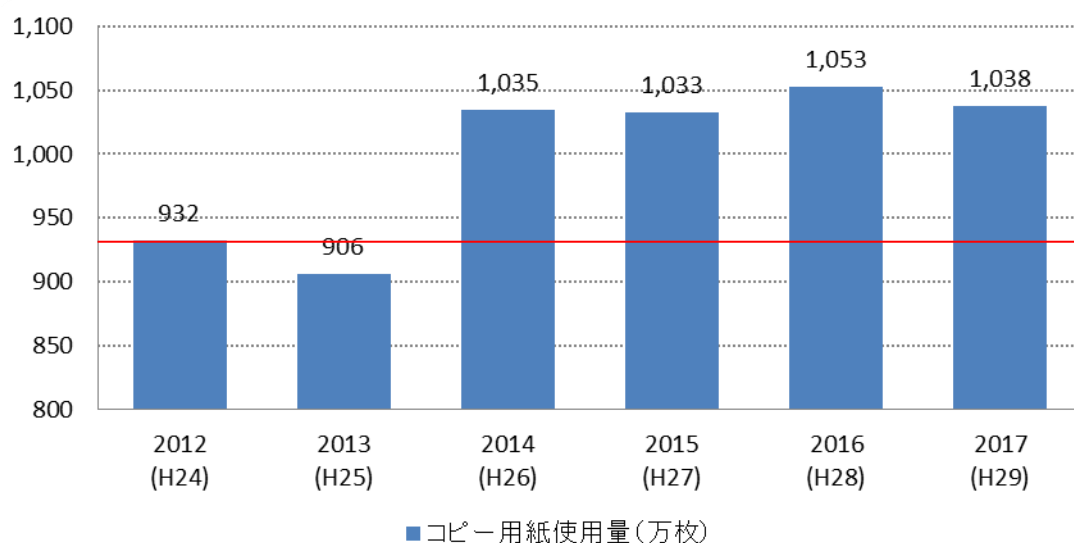
4 コピー用紙使用量 削減の取り組み（温室効果ガスの間接的削減に寄与する取り組み）

- 両面コピー、両面印刷を徹底する。（手差しトレイは、裏面再利用のトレイに指定する）
- 内部文書等は使用済み用紙の裏面を活用し、白黒印刷の徹底を推進する。
- 庁内連絡はネットワークを活用し、ペーパーレス化を進める。（出欠報告など）
- 会議における用紙の削減は、以下の点に注意する。
 - ・要点を整理し、内容を簡潔明瞭に記載する事により、用紙削減を進める。
 - ・必要部数を確認し、資料を無駄無く作成する。（予備部数の作成は行わない）
 - ・同一資料を何度も出力せず、利活用する。（前回資料の持参指示 など）
 - ・ペーパーレス会議の実施を推進し、電子決裁の導入を検討する。
- ミスコピーを防ぐため、コピー機使用後に「設定のリセット」を行う。
- 対外報告等はメールを積極的に活用し、ファックスでの送受信を削減する。

参考：本計画の対象施設で使われたコピー用紙の推移

2012年度（H24）以降、対象施設で使用されたコピー用紙の推移については、以下の通りです。

		（単位：枚）					
年度 項目	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	
コピー用紙 使用量	9,320,961	9,055,987	10,349,011	10,330,284	10,532,706	10,377,612	



5 その他温暖化防止の取り組み

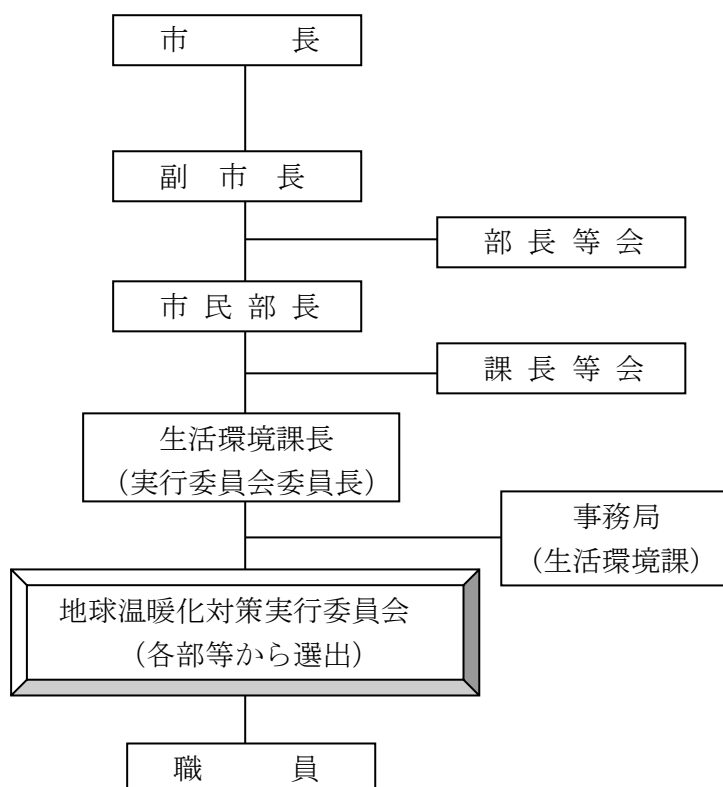
- マイバックやマイはし等を積極的に使用する。
- 手洗い、洗車等では節水に努め、水の出しすぎに注意する。
- 納入物品等は包装を簡素化する。
- 物品等を購入する場合は、詰め替え・補充が可能なものを優先的に選定する。
- 庁内の事務連絡などは、使用済み封筒を再利用する。
- ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進する。
 - ・廃棄する文書は雑がみにリサイクルする。（機密情報はシュレッダー処理）
- 施設・機器更新時には、省エネルギー効果の高い設備の導入を検討する。

第5章 計画の推進と点検・評価

1 推進体制

本計画の推進には、職員一人ひとりが自覚を持ち、意識的かつ積極的に環境へ配慮した行動を実践していくことが不可欠ですが、そのための推進体制については下記に示す図のとおりとします。

図 5-1 計画の推進体制



<各職の役割等>

■ 市長

- ・本計画の策定及び見直しを行う。
- ・本計画及び毎年の実行状況の公表を行う。

■ 地球温暖化対策実行委員会委員

- ・所属内の職員に対し、取り組みの啓発を行う。
- ・所属内における実行状況の点検を行う。
- ・所属内における温室効果ガス排出量算定調査を実施する。
- ・本計画の評価、見直しの検討を行う。

■ 職員

- ・本計画の具体的な取り組み内容を実践する。

■ 事務局

- ・各部署の実行状況の取りまとめを行う。
- ・各部署の温室効果ガス排出量算定調査の取りまとめを行う。

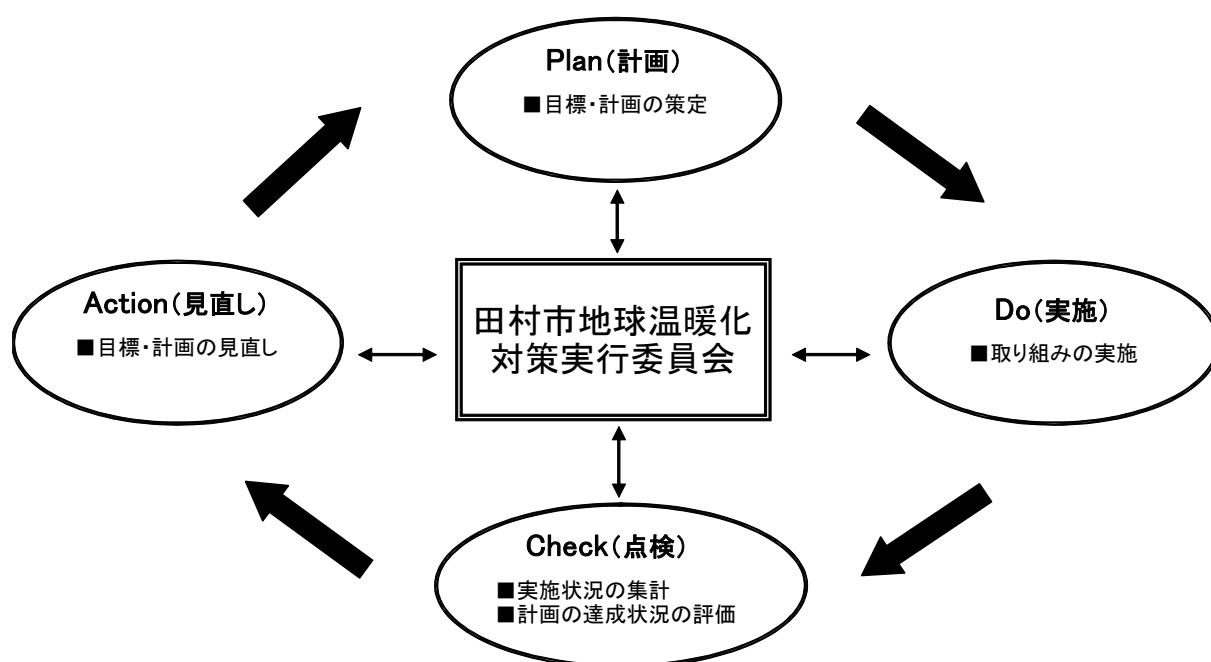
2 点検・評価体制

地球温暖化対策実行委員会委員は、所属内における電気・燃料使用量を把握するとともに、削減目標との比較及び取り組みの実行状況等を事務局に報告します。

事務局は、各委員からの報告をもとに削減目標の進捗状況を評価し、改善が必要な箇所は見直し作業を実施します。

また、本計画の進捗状況については、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 10 項の規定に基づき、毎年、温室効果ガスの総排出量を公表します。

図 5-2 点検・評価体制（PDCAサイクル）



第3期 田村市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

【2018年 11月】
田村市地球温暖化対策実行委員会
委員長 生活環境課長
（庶務 生活環境課）